



3月1日から7日まで

春の火災予防運動が始まります

3月1日から7日まで、「消すまでは心の警報ONのまま」を統一標語に、春の火災予防運動が全国一斉に繰り広げられます。市では、運動期間中、消防車による防火広報や保育園児の「火の用心」ハッピー通園などで、火災予防を呼び掛けます。

平成25年中の市内の火災発生件数は111件でした。その内訳は、「建物火災」が33件、「車両火災」が10件、「林野火災」が1件、「その他の火災」が67件でした。24年中と比較すると、総件数は39件の大幅な増加で、建物火災が7件、車両火災が4件、その他の火災が34件増加し、林野火災だけ6件減少しました。年間の火災件数が100件を超えたのは、平成12年の121件以来13年ぶりとなっています。

また、建物火災のうち、住宅火災が16件で、2人の方が亡くなられています。ご家庭での火気やたばこの吸い殻などの取り扱いについて、もう一度確認しましょう。なお、条例により、住宅用火災警報器の設置と維持が義務付けられています。火災の早期発見と避難のために、設置と維持に努めてください。

詳しいことは、消防本部予防課（89局9682番）へ、お問い合わせ

わせください。

消防署所の適正配置に伴い 南部出張所を廃止します

市消防本部では、旧宝飯郡4町との合併に伴う新豊川市の消防のあり方について、学識経験者や関係各団体の推薦者などで構成する「豊川市消防力適正配置検討委員会」を設置し、検討を重ねてきました。

その結果、消防力のさらなる向上のためには南部出張所を廃止

し、その機能を本署に集約するとともに、人員の再配置を行い、本署、東・西・南分署、一宮出張所で消防事務を行うことが適当であると答申されました。これを受け、3月31日付けで南部出張所を廃止し、4月1日（火）から1署3分署1出張所の新体制で臨むこととなりました。

今後とも、市の無火災、無災害にご協力をお願いします。

詳しいことは、消防本部総務課（89局9516番）へ、お問い合わせください。

小規模修繕契約希望者登録制度 参加希望の方は登録を

管財契約課 ☎89-2178

市では、市内事業者の受注機会の拡大を図るために、小規模修繕契約希望者登録制度を実施しています。

これは、建設業の許可がないなどの理由により、入札参加資格審査申請ができない市内事業者のうち、少額で内容が軽易な修繕契約（50万円未満）の見積もりなどに参加する方を登録する制度です。

また、現在登録されている方についても再登録の手続きが必要です。

登録できる方 主たる事業所（本社または本店）が市内にある方で、市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない方。ただし、希望する業種を履行するために必要な資格・許可は必要です

受付期間 3月3日から10日まで

受付方法 執務時間中に受け付け。申請書類を添えて、直接、管財契約課（北庁舎3階）へ

その他 申請書類は市ホームページからダウンロードできます

「きららの里」の 利用予約を受け付け

3月1日(土)から、野外センター「きららの里」(北設楽郡設楽町)の利用予約を受け付けます。

詳しいことは、野外センター「きららの里」(0536)62局2555番)へ、お問い合わせください。

開設期間 4月26日から11月30日まで(無休)

予約方法 利用日の3カ月前から受け付け。午前8時30分から午後5時15分までに、電話で、野外センター「きららの里」へ。ただし、4月26日から6月1日までの間に利用される場合は、3月1日(土)から受け付け

対象 市内外を問いません(中学生以下の方が利用する場合は、成人の保護者の同伴が必要)

利用制限 学校などが野外教育活動をしているときは、ケビン以外の施設は利用できません

その他 自炊の宿泊施設です。ログハウスの1棟貸し(専用利用)もできます。施設内に、売店、食堂はありません。また、ペット連れの利用はできません。3月

1日(土)からは、ホームページ(<http://www.shitara-trail.jp/stay/kirara>)で予約状況の確認ができます。なお、3月4日から4月22日までの火曜日は、予約の受け付けができませんので、ご了承ください



ハート・イン・東三河

ハート・イン・東三河実行委員会では、こころの健康について関心を高めるとともに、精神障害を持たれた方への理解、障害を持つ

方同士の交流の場とするための催しを開催します。

詳しいことは、福祉課(89局2131番)へ、お問い合わせください。

日時 3月15日(土) 午前9時30分から午後3時まで

会場 総合体育館

内容 スポーツ交流、作品展示、バザー、ふれあいコーナーなど

参加費 無料

申し込み 当日、会場へ

その他 駐車場は、総合体育館駐車場をご利用ください。なお、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用や、乗り合わせでの来場をお願いします

広告事業主を募集

市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的として、乳幼児向け東三河地域公共施設無料開放案内チラシとポスターの広告事業主を募集します。

詳しいことは、企画政策課(89局2126番)へ、お問い合わせください。

掲載枚数 チラシとポスターの表面下部(セットで掲載) 2枚

サイズ チラシ 縦5・0センチ×横9・0センチ

ポスター 縦7・0センチ×横12・7センチ

掲載部数 チラシ 1万7千200部

ポスター 70部

掲載料 チラシとポスターの表面下部 1枚1万8千円

チラシ裏面 1枚1万2千円

掲載期間 平成26年5月から27年4月まで

申し込み 2月17日から3月7日までの午前9時から午後5時まで受け付け(土・日曜日を除く)。

乳幼児向け東三河地域公共施設無料開放案内チラシ・ポスター広告掲載申込書(市ホームページからダウンロード可能)に必要事項を記入し、署名押印したものに広告原稿、会社概要などを添付して、直接、企画政策課(本庁舎2階)へ

その他 申し込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準など(いずれも市ホームページからダウンロード可能)の内容を順守すること



知っておきたい

福祉の手当制度と助成制度(平成25年度)

市では、福祉の充実を図るために、障害者手当制度や医療費の助成制度を実施しています。
詳しいことは、各担当課へ、お問い合わせください。

障害者手当制度

福祉課 89 - 2131

手当名	対 象	支給額など
特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳以上の方。なお、施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む)に入所したり、3カ月を超えて入院したりしている方は除きます	月額 26,080 円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額 6,850 円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額 1,050 円——が加算して支給されます
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳未満の方。なお、施設に入所している方や、障害を事由にした年金受給者は除きます	月額 14,180 円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額 6,900 円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額 1,150 円——が加算して支給されます
在宅重度障害者手当	上記の手当が受けられない重度の障害があり、次にあげる一定の要件に該当する方。 ①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方 ②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の合併の方 なお、施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む)に入所している方、3カ月を超えて入院している方、65歳以上で新たに手帳を取得された方は除きます	左欄①の方は、月額 15,500 円 左欄②・③の方は、月額 6,750 円
障害者のしあわせを高める手当	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。なお、施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設を除く)に入所している方は除きます	年齢と等級に応じ、月額 1,000 円から 3,000 円まで
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者の保護者の方(障害者手帳をお持ちでない方の保護者も申請できます)。 ①療育手帳A判定程度、または身体障害者手帳1・2級程度の方 ②療育手帳B判定程度、または身体障害者手帳3級程度の方 なお、児童が施設に入所した場合は、資格喪失となります	左欄①の方は、月額 50,050 円 左欄②の方は、月額 33,330 円

※上記の障害者手当制度には、所得による制限があります。

※一部の支給額は、消費者物価指数の変動などに伴い、変更されることがあります。

医療費の助成制度

保険年金課 89 - 2164

事業名	対 象	助 成 額	手 続 き
福祉給付金支給事業	後期高齢者医療制度の被保険者のうち、ひとり暮らしで、市民税が非課税の方。なお、ひとり暮らしとして認められるには、一定の基準を満たしていることが必要です	医療機関で支払った自己負担額の2分の1(保険診療以外の実費は含まれません。高額医療費の支給を受けた場合は、その額を控除した金額)	健康保険証、印鑑、金融機関の振込先の分かるもの、非課税証明書(年の途中で転入された方だけ)をお持ちの上、保険年金課(本庁舎1階)へ
後期高齢者福祉医療費支給事業	後期高齢者医療制度の被保険者のうち、常時臥床が特別養護老人ホーム入所要件に該当する程度の認知症の状態にあり、生活介護が3カ月以上継続し、かつ世帯の生計中心者が非課税の方。また、一定以上の障害のある方、戦傷病者の方	医療機関で支払った自己負担額	健康保険証、印鑑、介護保険証をお持ちの上、保険年金課へ。なお、障害者、戦傷病者の方は障害者手帳、戦傷病者手帳がそれぞれ必要です

※この他に、子ども医療費・母子家庭等医療費・精神障害者医療費・障害者医療費の支給事業があります。